

北海道固定資産評価審議会のあらまし

1 審議会の設置の趣旨

固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）は、固定資産の土地及び家屋の評価について、市町村間の適正均衡を確保するため、知事が処理する固定資産の評価に関する事項について、学識経験者等の意見をきくための附属機関です。

根拠 地方税法第401条の2

北海道固定資産評価審議会条例

北海道固定資産評価審議会条例施行規則

2 審議会の組織

審議会は、国の関係地方行政機関の職員、地方公共団体の職員及び固定資産の評価についての学識経験者から選任する委員12名以内で構成されています。

委員は、知事が任命し、その任期は2年となっております（再任することができます。）。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間です。

3 審議事項及び開催時期

審議会は、土地及び家屋の評価に関する事項で、知事がその意見を求めたものについて調査審議することとされています。

審議事項及び開催時期は次のとおりです。

- (1) 知事が定める固定資産評価基準の細目に関すること。（原則3年に一度の評価替えの年度）
 - ・土地及び家屋の提示平均価額の算定に関すること。（2月頃）
 - ・土地の基準地価格の算定に関すること。（11月頃）
- (2) 地方税法第419条第1項「固定資産の価格の決定が固定資産評価基準によっておこなわれていないと認める場合、知事が市町村長に対して行う勧告」に関すること。（事案が発生したとき）
- (3) その他知事が意見を求めた事項に関すること。（事案が発生したとき）